

市営住宅入居者募集

申込のしおり

尾道市建設部まちづくり推進課
住宅政策係
尾道市久保1丁目15番1号

令和4年4月作成

申込みについての問い合わせ先

【尾道市営住宅指定管理者】

堀田・誠和共同企業体

市営住宅管理センター

〒722-0014

尾道市新浜一丁目14-11

TEL (0848) 21-1266

市営住宅の募集は、①新築住宅への新規入居者を定めるためのものと、②転居等の理由で空家になった場合にその住宅への入居者を定めるためのものがあります。

市営住宅の申し込みをされる場合には、収入基準をはじめ、いろいろな資格要件がありますので、この“申込のしおり”を最後までよく読んでお申し込みください。

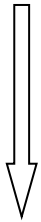
なお、募集する住宅名、受付日時などについては、別紙「市営住宅入居者募集案内」をご覧ください。

注意：作成日以降、法令・規則・条例の改正または都合により、内容が変更されることがあります。

1. 申込から入居まで

◆ 定期募集 (年3回、おおむね2月、6月、10月に行います。)

市営住宅申込 (入居資格仮審査)	「市営住宅申込整理票」及び、「抽選番号通知用・抽選結果通知用郵便はがき」を受付期間内に、市営住宅管理センターまで郵送（受付期間最終日の消印有効）又は持参してください。
---------------------	---



*市営住宅申込整理票によって入居資格の仮審査（重複申し込みの確認など）を行い、入居資格がないと判断された場合には、この時点で失格となります。（正式な入居審査は、抽選会終了後改めて行います。）

抽選会の通知	抽選会の日時、抽選会場などについてはがきでお知らせします。
--------	-------------------------------



抽 選 会	住宅毎に抽選をし、入居候補者及び補欠者を決定します。抽選会への出欠は、入居候補者及び補欠者順位の抽選には、全く影響しませんので、必ずしも出席する必要は有りません。
-------	---



入 居 候 補 者 ・ 補 欠 順 位 又 は 落 選 の 決 定 通 知 入 居 資 格 本 審 査 の 通 知
--

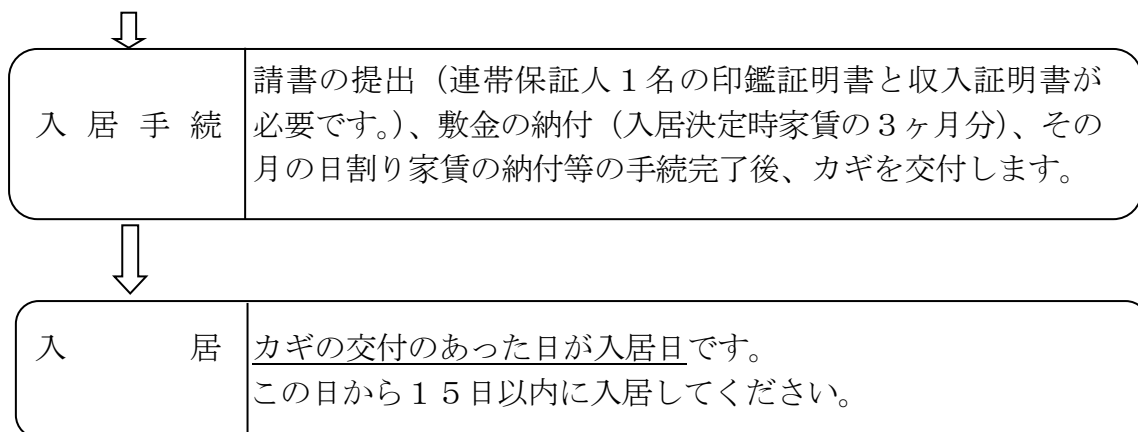


入居資格本審査	指定する日時までに入居申込書等、必要な書類をご持参ください。入居資格本審査を行います。
---------	---

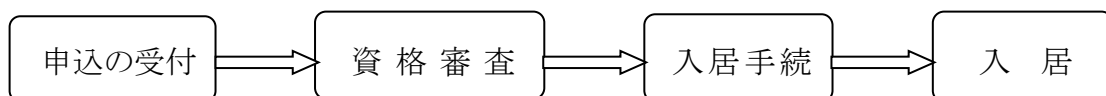


*入居資格本審査によって、収入基準、同居親族、住宅の困窮等入居資格に該当しない方は、失格となりますのであらかじめご了承ください。（補欠の方は入居候補者、または上位補欠者が、入居を辞退された場合などで、入居候補対象になられた際に個別に入居資格本審査の連絡をします。）
*必要書類については、6～7ページをご参照ください。

入 居 決 定	入居決定通知書及び入居手続に必要な書類を連絡先に送付します。指定日までに入居手続を行ってください。
---------	---



◆ 補充募集 （定期募集で応募者が募集戸数に達しなかった住宅について行います。）



2. 申し込み方法

「市営住宅申込整理票」に必要事項を記入の上、市営住宅管理センターまで提出してください。

* 郵送の場合、受付期間最終日の消印有効です。

1. 「市営住宅申込整理票」の提出は、1世帯につき1枚のみとします。その際、不自然に世帯を分離したり、同一世帯の兄弟姉妹が別々に申し込まれますと、それが明らかになった時点で、申し込み又は当選が無効となります。
2. 「市営住宅申込整理票」の「住所」「氏名」欄は、確実に郵便が届くように記入して下さい。また、「電話」欄も必ず連絡の取れる電話番号を記入して下さい。連絡が取れない場合は、入居希望なしと判断する場合があります。
3. 正式な入居の申し込みは、申込整理票提出者の中から抽選で入居候補者または補欠者に選ばれた人から順番に受け付けます。ただし、補欠者は入居候補者または、上位補欠者が辞退した場合のみ受け付けます。

* 「入居資格本審査に必要な書類」は、入居資格本審査において提出していただく書類ですので、「市営住宅申込整理票」提出の時点では必要ありません。

* 入居候補者及び補欠者となられた方でも、本審査で入居要件が無いと判断した場合、入居できませんのであらかじめご了承ください。

3. 申 込 資 格

市営住宅に申し込まれる方は、①～⑤のすべての条件を満たしていることが必要です。

(一般世帯)

① 現に同居し、または同居しようとする親族がある方

- ・ 夫婦（婚約及び内縁関係にある方を含みます）、または親子を主体とした家族であること
- ・ 家族を不自然に分割したり、統合したりして申し込むことはできません（夫婦の分割は原則として認めません）

※特別な事情がある場合はご相談ください。

② 市町村税等の滞納が無い方

- ・ 納税証明書で確認します
- ・ 尾道市営住宅に係る未納の家賃等がないこと

③ 現在、住宅に困っていることが明らかな方

- ・ 公営、公団・公社の住宅の使用名義人や、持家のある人は原則として申し込みできません。

※特別な事情がある場合はご相談ください。

④ - 1 一般公営住宅の場合

世帯の収入(月割所得額)が 158,000 円(改良住宅の場合は、114,000 円)以下の方
 ☆ 裁量階層における入居資格の緩和(特定公共賃貸住宅には適用されません)
 以下の表に掲げる世帯(これらの世帯は、一般世帯との混同を避けるため「裁量階層」と呼ばれています。)については特に居住の安定を図る必要があると考えられるため、入居収入基準が一般世帯より高い 214,000 円(改良住宅は 139,000 円)までとなります。

裁 量 階 層 の 世 帯	
心身障害者世帯	入居者または同居者に、身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～4級の方がいる世帯 入居者または同居者に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級または2級の精神障害者の方がいる世帯または同程度と認められる知的障害者の方(最重度 ㊤、重度A、中度 ㊤)がいる世帯
老人と児童世帯	入居者が60歳以上の方で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の方、または18歳未満の方である世帯(単身で60歳以上の方も該当します。)
戦傷病者世帯	入居者または同居者に戦傷病者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が恩給法の特別項症から第6項症の方または第1款症の方がいる世帯
原子爆弾被爆者世帯	入居者または同居者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により国の認定を受けている方がいる世帯
引揚者世帯	入居者または同居者に、海外から引きあげて5年を経過していない方がいる世帯
ハンセン病療養所入所者世帯	入居者または同居者に、ハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯
子育て世帯	小学校就学前の子供のいる世帯

④-2 特定公共賃貸住宅の場合

世帯の収入が 158,000 円以上、487,000 円以下であること。

*この月収は 13 ページの月収額の計算方法により算出した公営住宅施行令に定める収入金額で、一般に言われる「月々いくら」とか「手取り」などとは異なります。

⑤ 申込者又は同居親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

（単身世帯）

① 単身者で申し込みができる方

単身者で申し込みができる方は、前ページからの（一般世帯）の資格の①を除いた各項に当てはまる方で、戸籍上の配偶者がいない方です。さらに下表のいずれかの事項に当てはまる必要があります。（御調町、因島各町及び瀬戸田町の住宅への単身入居については以下に該当する必要はありません。）ただし、

- ・同居親族がありながら、不自然に親族と別居し単身で申し込むことはできません。
- ・日常生活において、常時介護を必要とされる方でも、必要な介護体制が整い、日常生活に支障がない方は、申し込みができます。

なお、入居資格審査のときに、居住支援の状況等を確認する場合があります。

資 格		提出する書類
① 60歳以上の方	60歳以上の方	
② 心身障害者	身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～4級の方 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級の精神障害者の方又は同程度と認められる知的障害者の方	身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳
③ 戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が恩給法の特別項症から第6項症の方又は第1款症の方	戦傷病手帳
④ 原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により国の認定を受けている方	医療特別手当証書 特別手当証書
⑤ 生活保護受給者	現在生活保護を受けている方	生活保護受給証明書
⑥ 引揚者	海外から引き揚げて5年を経過してない方	永住帰国者証明書
⑦ ハンセン病療養所入所者	ハンセン病療養所に入所していた方	ハンセン病療養所 入所証明書
⑧ DV被害者世帯	17ページ参照	裁判所の保護命令書 婦人相談所等の証明書
⑨ ホームレス世帯	17ページ参照	自立支援センター等の 入所証明書

② 単身入居できる住宅の規格

居室が2部屋又は住戸専用面積が55平方メートル未満の住宅です（ただし、御調町及び因島各町の公営住宅は除く）。入居可能な住宅は、別紙「市営住宅入居者募集案内」をご覧ください。

4. 必要書類

申込整理票受付時に必要な書類

- ① 市営住宅申込整理票（8ページの記載例を参照ください）
- ② 抽選番号通知用はがき及び抽選結果通知用はがき

入居資格本審査に必要な書類

* 「入居資格本審査に必要な書類」は、入居資格本審査において提出していただく書類となりますので、「市営住宅申込整理票」提出の際には必要ありません。

◆ どなたも必要な書類

- ① 市営住宅入居申込書（市営住宅管理センターにあります。）
- ② 申込者と同居家族全員の住民票の写又は住民票記載事項証明書（本籍省略可）
ただし、尾道市に住民登録がある方は不要です。
- ③ 申込者と同居家族全員（中学生以下は除く）の令和3年度市民税・県民税所得課税証明書（所得証明書）令和3年1月1日に住所のある市町村で発行します。
ただし、令和3年1月1日に尾道市に住所がある方は不要です。（無申告者は除く）
- ④ 収入を証明する書類（7ページの収入証明書の取り方をご覧ください）
- ⑤ 納税証明書（市町村税の滞納のない証明。同居家族を含む）
- ⑥ 申込者と同居家族全員の個人番号カードの写し又はマイナンバーの確認できるもの。および申込者の本人確認ができるもの（運転免許証など）

◆ 申込者の家族の状況によって必要な書類

婚約中の方	・婚約証明書 ・婚約者が退職している人は、退職証明書・離職票・雇用保険受給資格証のうちいずれかがひとつ ・婚約者が退職を予定している方は、会社の退職予定証明書（入居までに会社の退職証明書を提出する必要があります。）
単身者	・戸籍謄本（ただし、遺族年金・遺族扶助料金等の受給者にはこれらの証書により、戸籍謄本に代えることができます） ・自活状況申立書
申込者及び同居家族の親族関係が住民票で確認できない方	・戸籍謄本
ひとり親世帯	・戸籍謄本・児童扶養手当証書・ひとり親家庭等医療費の受給者証など、その他ひとり親世帯であることを確認できる書類をいずれかひとつ
心身障害者世帯	・戦傷病者手帳・身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれか
原爆被爆者世帯	・医療特別手当証書・特別手当証書・健康管理手当証書のいずれか
引揚者世帯	・永住帰国者証明書（中国残留邦人等の帰国者）
炭鉱離職者世帯	・炭鉱離職者手帳等
ハンセン病療養所入所者世帯	・ハンセン病療養所入所証明書
災害により家屋が滅失した方及び都市計画等により立ち退きを要求されている世帯	・り災証明書等それを証明する書類
DV被害者	・裁判所の保護命令書 ・婦人相談所等の証明書
犯罪被害者	・事件の処理状況を確認することについての同意書又は交通事故証明書
ホームレス世帯	・ホームレス自立支援センター等の自立支援施設の入所証明書
雇用促進住宅入居者	・現在雇用促進住宅に入居している事が分かる書類（入居の証明等）
シックハウス症候群患者	・クリーンルーム又は専門外来を設置している医療機関のシックハウス症候群について知見を有する医師により作成されたシックハウス症候群に関する診断書

5. 収入証明書の取り方

区分	勤務・営業時の状況	証明を要する期間	証明書等の書類
給与所得者	現在の勤務先へ令和3年1月1日以前から採用されている方	令和3年1月～ 令和3年12月	令和3年分給与所得の源泉徴収票 (本人交付用)
	現在の勤務先へ令和3年1月2日以降に採用されている方	採用されて1年以上の方は、受付日の前月迄の1年間、1年未満の方は採用月から1年間(支払予定額を含む)	給与支給証明書に勤務先で月別の証明をしてもらう。勤務して、まだ1ヶ月の給与も受けていない方は、雇用条件に基づき1年分の支払予定額を証明してもらうこと。 (用紙は市営住宅管理センターに有ります)
事業所得者	現在の事業を令和3年1月1日以前から開始している方	令和3年1月～ 令和3年12月	税務署提出確定申告書の控え(受付印のあるもの)又は収支明細書
	現在の事業を令和3年1月2日以降から開始している方	事業を開始して1年以上の方は、受付日の前月迄の1年間、1年未満の方は申込受付日の前月まで	ただし1月1日～3月15日までの申込みの場合は、前年の収支明細書でも可能。 なお、入居時まで確定申告書の控えの提出が必要です。
年金受給者等			年金証書、恩給証書、源泉徴収票、最新の年金改定通知書、年金支払通知書(ハガキ)など
収入が無い方	○現在失業中の方は、雇用保険受給資格者証、離職票又はその他失業の証明となるものを持参すること(会社の退職証明書等) ○生活保護受給者は、生活保護受給証明書		
その他	○次のものは収入として扱いません 生活保護の扶助料、各種の原爆手当、雇用保険金、労災保険金、休業補償、遺族年金、退職金、障害年金、障害福祉年金、母子年金、母子福祉年金、老齢福祉年金、譲渡所得、仕送り、給与所得者の一定額までの通勤手当など		

6. 市営住宅申込整理票の記入例

市 営 住 宅 申 込 整 理 票

申込者の方が、申し込み資格があることを確認の上チェックしてください。

① 「申込のしおり」の記入例を参照の上、記入してください。

申込者の確認(申込者がチェックしてください)

- 同居親族がいる（単身申込みの方はチェックしないでください）
- 単身の申込基準に該当している（単身申込みの方のみチェックしてください）
- 世帯の収入が基準内である
- 市町村税等の滞納がない
- 住宅に困窮している
- 申込者及び同居親族は暴力団員でない
- 申込者及び同居親族の個人番号カードまたはマイナンバーの確認できる
- 入居資格について関係部署に照会することに同意する

※新型コロナウイルスの拡大防止のため、郵送での申込みにご協力をお願いします。

該当する方のみ該当事項を○で囲んでください特組については「申込のしおり(16、17ページ)」を参照ください。印の無いものは無効です。

必ず記入してください。

高齢者特組申込 (該当する項目を○で囲んでください。)	高齢者・ひとり親・心身障害者等・原爆被爆者・中国残留邦人等 引揚者・多子・子育て世帯・炭鉱離職者・ハンセン病・DV被害者 犯罪被害者・ホームレス・雇用促進・シックハウス症候群患者
--------------------------------	---

申込住宅	住 宅 名	号 室
------	-------	-----

住所	アパート、借家、実家、間借り、持家[名義: その他[]]
----	-----------------------------------

確実に郵便が届く「住所」「氏名」を記入してください。

ふりがな 氏名	連絡 電話
------------	----------

入居しようとする親族	ふりがな	続柄	生年月日	年齢
	氏名		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	
		本人	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	
			明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	
			明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	
			明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	
			明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	

確実に連絡の取れる電話番号を記入してください。

* 記入後 []内に記入漏れがないことを確認してください。
記入されていない場合は、失格になります。

7. 市営住宅に申込みできる収入基準

市営住宅への申込みには、あなたの収入が一定基準内であることが必要です。
次によりあなたの収入が基準内かどうかを確かめてください。

(1) 「月割所得額」の計算方法

- ① 申込者全員の年間総所得金額を対象とします。
- ② 各々の年間総所得金額から各種控除額を差し引いたものを合算します。
- ③ 合算した金額から一般控除額及び特別控除額を差し引いたものを、12で割り、月割所得額を算出します。(12ページ参照)

〈算式〉

$$\begin{array}{c}
 \text{①} \quad \text{②} \quad \text{③} \quad \text{④} \\
 \boxed{\begin{array}{c} \text{年間総} \\ \text{所得金額} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{給与所得者控除} \\ \text{年金所得者控除} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{一般} \\ \text{控除} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{特別} \\ \text{控除} \end{array}} \div 12 = \boxed{\begin{array}{c} \text{世帯の月割所得額} \\ \text{小数点以下は切捨} \end{array}}
 \end{array}$$



この金額を下の表に
当てはめてください。

一般公営住宅

月額所得	申し込み資格
214,000 円を超える	なし
214,000 円以下	裁量階層の公営住宅への申し込み資格有
158,000 円以下	一般世帯の公営住宅への申し込み資格有
139,000 円以下	裁量階層の改良住宅への申し込み資格有
114,000 円以下	一般世帯の改良住宅への申し込み資格有

*一般世帯と裁量階層については4ページの説明を参照ください。

特定公共賃貸住宅

月額所得	申し込み資格
158,000 円以上 487,000 円以下	申し込み資格有
487,000 円を超える	なし

表1 公営住宅 収入基準の年収早見表

政令 月収額	申し込みができる年間総支給額 (円)					
	申し込み家族数 (申込者を含む)					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人
158,000	2,968,000	3,512,000	3,996,000	4,472,000	4,948,000	5,424,000
以下	未 満	未 満	未 満	未 満	未 満	未 満

● 表2では、公営住宅で次の2つの事項に該当する場合に限り、申し込みができるかどうか判定できます。

- ①事業所得者
 - ②特別控除がない(14ページの表4参照)
- 上記の事項に該当する方は、年間総所得金額を申し込み家族数に応じ以下の表に当てはめてください。

表2 公営住宅 収入基準の年間所得早見表

政令 月収額	申し込みができる年間総所得金額 (円)					
	申し込み家族数 (申込者を含む)					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人
158,000	1,896,011	2,276,011	2,656,011	3,036,011	3,416,011	3,796,011
以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下

● 表3では、特定公共賃貸住宅で次の2つの事項に該当する場合に限り、申し込みができるかどうか判定できます。

- ①事業所得者
 - ②特別控除がない(14ページの表4参照)
- 上記の事項に該当する方は、年間総所得金額を申し込み家族数に応じ以下の表3に当てはめてください。

表3 特定公共賃貸住宅 収入基準の年間所得早見表

政令 月収額	申し込みができる年間総所得金額 (円)					
	申し込み家族数 (申込者を含む)					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人
158,001	1,896,011	2,276,011	2,656,011	3,036,011	3,416,011	3,796,011
～	～	～	～	～	～	～
487,000	5,844,011	6,224,011	6,604,011	6,984,011	7,364,011	7,744,011

(5) 収入計算の流れ

収入計算の順序（全体の流れ）

収入の計算は次の順序にしたがって計算していきますと⑥で世帯の月収額が算出されます。

計算にあたっては、まず、収入が1～7のどれにあてはまるかを確認のうえ→にそって具体的に数字をあてはめながら計算してみてください。

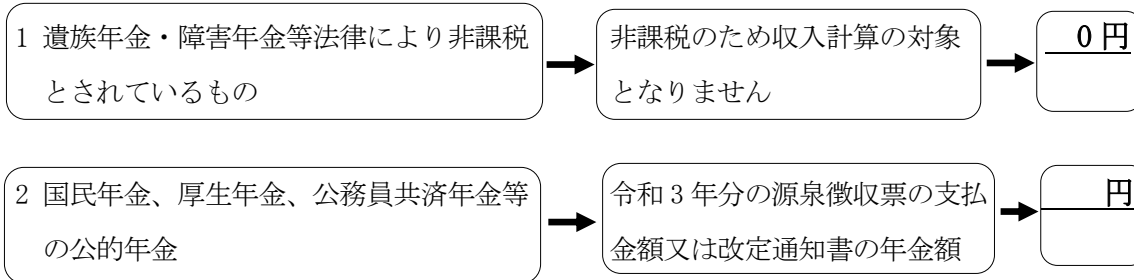
手順

①収入が1～7のどれにあてはまるかを確認します。

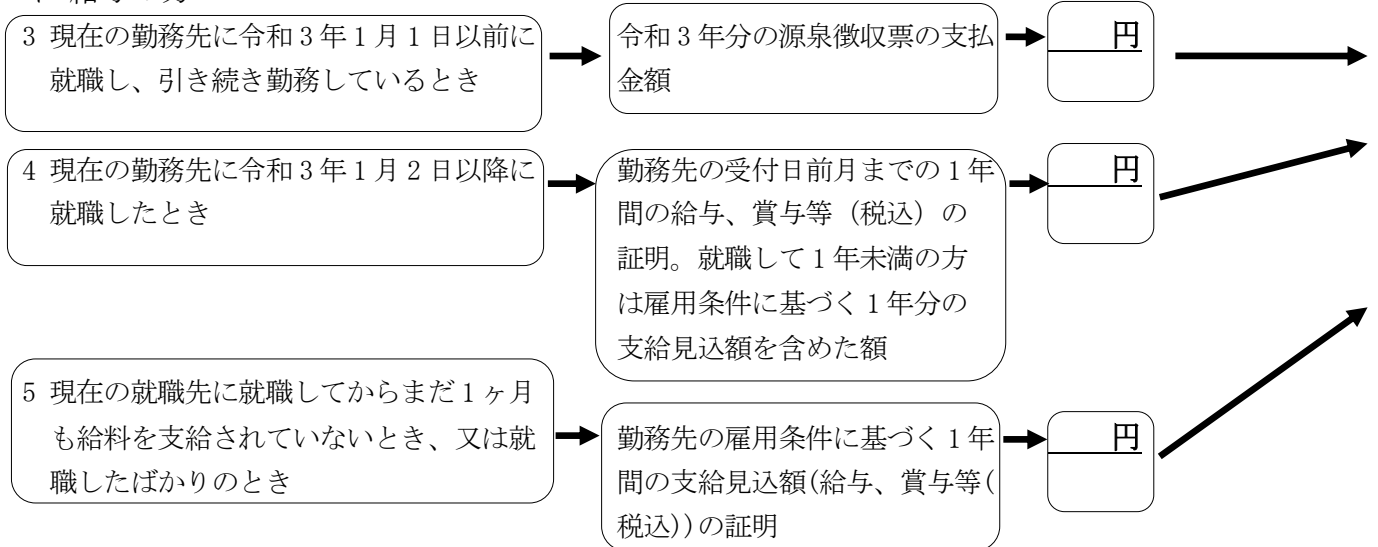
→②必要な収入証明をそろえます。

→③年収又は推定年収を出します。→

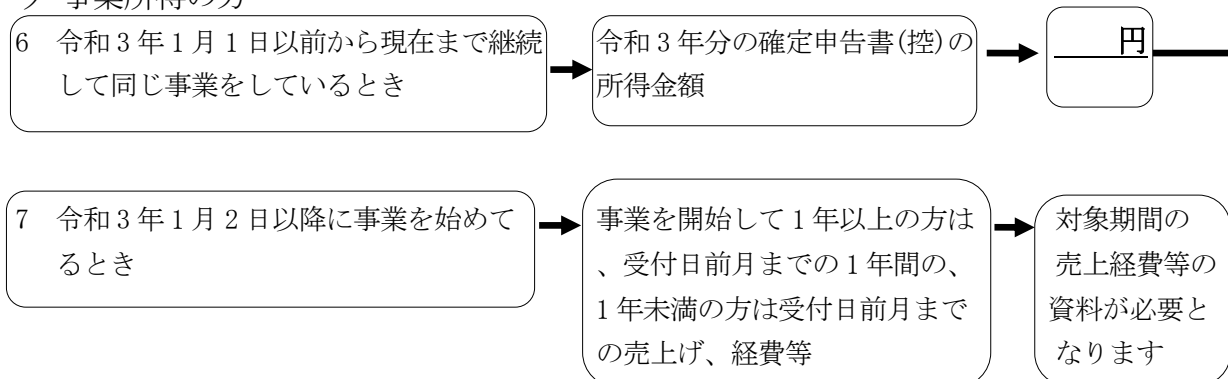
ア 年金の方



イ 給与の方



ウ 事業所得の方



④ 3～5は端数整理します。→⑤ 2～5は年収から次の式（ア・イ）により所得額を計算します。

ア 年金所得者の場合

年齢	年間収入金額	所得の計算式
65歳以上の方	1,100,000円以下	0円とします。
	1,100,001円以上 3,300,000円未満	年金総額 [] 円 - 1,100,000円
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	年金総額 [] 円 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年金総額 [] 円 × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円以上	年金総額 [] 円 × 0.85 - 685,000円
65歳未満の方	600,000円以下	0円とします。
	600,001円以上 1,300,000円未満	年金総額 [] 円 - 600,000円
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	年金総額 [] 円 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年金総額 [] 円 × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円以上	年金総額 [] 円 × 0.85 - 685,000円

年間総収入額を次のとおり端数整理して下さい。

a. 1,628,000円未満は端数整理しません

[] 円

b. 1,628,000円以上

6,600,000円未満

小数点以下切捨て

左で出した年 ÷ 4,000円 = []

[] × 4,000 = [] 円

例

2,979,369 ÷ 4,000円 = 744.8422

744 × 4,000 = 2,976,000

c. 6,600,000円以上は端数整理しません

[] 円

イ 給与所得者の場合

年間収入金額	所得の計算式
551,000円未満	0円とします。
551,000円以上 1,619,000円未満	総収入の金額 [] 円 - 550,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円とします。
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円とします。
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円とします。
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円とします。
1,628,000円以上 1,800,000円未満	↓ 4,000円階差後の総収入の金額 [] 円 × 0.6 + 100,000円
1,800,000円以上 3,600,000円未満	↓ 4,000円階差後の総収入の金額 [] 円 × 0.7 - 80,000円
3,600,000円以上 6,600,000円未満	↓ 4,000円階差後の総収入の金額 [] 円 × 0.8 - 440,000円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	↓ 総収入の金額 [] 円 × 0.9 - 1,100,000円

⑥ 所得金額から控除額を引いて12(カ月)で割り、世帯の月額を算出します。この額により申込できるかどうかが決まります。

年間総所得金額 [] 円	-	給与・年金控除 ア又はイの場合 10万円(注1) ア+イの場合 10万円(注2)	-	一般控除 38万円 × 同居者数 又は 扶養親族数	+	特別控除 障害者 特別障害者 特定扶養親族 老人扶養親族 老人控除対象配偶者 ひとり親 寡婦 ×対象者数	÷12=	世帯の収入額 [] 円
<p>収入のある方が2人以上いる場合には、上記の算式で各々計算し(マイナスのときは0とする)出た金額を合算した金額</p> <p>ここで算出した金額によって入居資格の判定をします。</p>								

(注1) 10万円に満たない場合は、当該合計金額

(注2) それぞれ10万円に満たない場合は、当該合計金額

* 詳しくは12ページの表4 各種控除一覧をご覧ください。

(6) 年間総所得金額から差し引く各種控除

表4 各種控除一覧

区分	控除名	控除対象者	控除額
一般控除	同居者控除	申込家族の内、申込者以外の方	1人につき 38万円
	別居の扶養親族控除	同居親族以外の方で、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている方	
特別控除	ひとり親控除	合計所得(*)が500万円以下のうち、婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にしている総所得金額(*)が48万円以下の子を有する単身者の方 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方は対象外とします。	1人につき その人の所得から 35万円 (35万円以下の場合、その額)
	寡婦控除	合計所得(*)が500万円以下のうち、次のいずれかに当てはまる方 ①夫と離婚した後婚姻していない方のうち、扶養親族を有する方 ②夫と死別した後婚姻していない方、又は夫の生死が明らかでない方 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方は対象外とします。	1人につき その人の所得から 27万円 (27万円以下の場合、その額)
	障害者控除 (特別障害者控除)	申込者又は一般控除対象者の中で心身障害者 がおり、手帳などを交付されている方 (身障者手帳1・2級、戦傷病者手帳特別項症～第3項症、療育手帳④A、精神障害者福祉手帳1級等)	1人につき 27万円 (1人につき 40万円)
	老人控除対象配偶者控除	同一生計配偶者のうち、年齢 70歳以上 の方	1人につき 10万円
	老人扶養親族控除	所得税法の扶養親族で、年齢 70歳以上 の方	1人につき 10万円
	特定扶養親族控除	所得税法の扶養親族で、年齢 16歳以上23歳未満 の方(配偶者を除く)	1人につき 25万円
	給与・年金控除	給与所得者控除 又は 公的年金等所得者控除	申込者本人又は同居予定親族のうち、給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する方 ※給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円未満である場合には、当該合計額

*「総所得金額」、「合計所得金額」は、所得税法の取扱いに従います。

8. 応募される方へのご注意

★ 住宅について

- ① 空家住宅は、生活上支障のないように補修してありますが、壁・天井・台所板間などに多少の汚れが残っている場合がありますので、ご了承ください。
- ② 浴室には、浴槽とボイラーは原則設置しておりません。設置費用と退去時の撤去費用は入居者負担です。（一部の住宅には浴槽・給湯器を市が設置しております。）
- ③ 団地によっては、敷地の形状等のために、自動車の保管場所がない場合があります。また、駐車場使用料は原則有料ですが、一部無料の住宅もあります。御調町、瀬戸田町の住宅については2台置ける住宅もありますが2台目から有料になります。
- ④ 犬・猫・鳥などの動物を飼うことは禁止しています。
- ⑤ 住宅の家賃は、入居世帯の収入額及び住宅の広さ・立地・古さなどによって毎年度変わります。（入居後は、毎年世帯全員の収入状況を申告しなければなりません）
- ⑥ 家賃の他に負担していただく費用があります。
 - ア) 部屋内の電気、ガス及び水道の使用料金
 - イ) 共益費（入居者の皆さんで組織する自治会で徴収し、運用されます。）
 - ・外灯、階段、廊下などの屋内共同灯、エレベーター、ポンプ、集会所（室）、浄化槽、その他の共同施設の使用維持に要する電気料金
 - ・住宅の共同水栓、集会所（室）、浄化槽その他共同で使用する施設の水道・ガス料金
 - ・し尿浄化槽の消毒及び掃除等の維持管理に要する汚水処理費
- ⑦ 空家住宅の募集戸数は変更することがあります。
- ⑧ 申込者数が募集戸数より多い場合は、住宅ごとに抽選を行います。
- ⑨ 敷金は、家賃の3ヶ月分で、入居手続きの際に納付していただきます。
- ⑩ 入居に際し、連帯保証人が**1名**必要です。（連帯保証人の印鑑証明書及び収入を証明する書類が必要です。）なお、連帯保証人の収入は入居者と同程度以上であること。
- ⑪ 家賃は、毎月末日までに納入しなければなりません。

家賃を滞納されますと、支払命令の申し立て、差押さえ、住宅の明渡し請求等の法的措置をとるとともに、連帯保証人に滞納家賃の支払請求をすることになります。

- ⑫ 公営住宅の場合は、入居後3年を経過した世帯で、収入基準を超過した場合は、住宅の明渡し努力義務が生じ、収入の超過割合及び収入超過者となつてからの期間に応じて家賃の割増率が定められ収入超過者である限り毎年家賃が上昇し、遅くとも5年目の家賃から最高額となります。また、5年を経過した世帯で、高額所得者と認定された場合は、一定期間内に住宅を明け渡して頂きます。

★ 次のような場合は、申し込みができません！

- ① 申込資格が1つでも欠ける場合
世帯を不自然に分割したり、統合している場合
② 夫婦又は、親子を主体とした家族でないと申し込みできません。(単身者の資格は別に定めます。)

★ 次のような場合は申し込まれても無効となります！

- ① 整理票・申込書などに不正な記載があったとき
② 重複申し込みをしたとき

★ 次のような方は、申し込まれても入居できません！

- ① 入居の時、申込書に記載のある全員が入居可能日から15日以内に入居できない方。ただし、婚約者との申し込みの場合は入居可能日から3ヶ月以内に婚約者が申込者と婚姻し入居できない方。
② 申し込み後、同居親族の変更(出生・死亡の場合を除く)があった方。婚約の変更の場合も同じです。
婚姻後1ヶ月以内に婚姻を証明するもの(戸籍謄本・婚姻届受理証明書・住民票等)を提出していただきます。
③ 市営住宅使用請書(連帯保証人1名の印鑑証明書・収入を証明する書類が必要)の提出及び敷金の納付を完了しない方。

※やむを得ない事情により連帯保証人(1名)の確保が困難な場合は、個別にご相談ください。

★ 次のような場合は入居されても退去していただきます！

- ① 不正な行為によって入居したとき
② 家賃を3ヶ月以上滞納したとき
③ 正当な理由によらないで15日以上住宅を使用しないとき
④ 住宅または共同施設を故意に毀損したとき
⑤ 犬・ネコ・鳥等の動物を飼っているとき
⑥ 周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしているとき

9. 選考方法

定期募集について、申込者が募集戸数を超える場合は、公開で抽選を行い、住宅毎に入居候補者及び補欠者を決定します。

申込者を住宅別に下表の組別に分け、特組の当選率がその他組の当選率の2倍となるよう抽選します。

組別	分類基準
特組	<p>① ひとり親世帯（配偶者《内縁の夫・妻及び婚約者を含む》のない方で、現に20歳未満の子を扶養している方）</p> <p>② 高齢者世帯 次の条件を満たす世帯又は単身60歳以上の方 ・ 申込者が60歳以上の方 ・ 同居しようとする親族が次のいずれかに該当する方からなる世帯 ア 配偶者（年齢は問わない） イ 18歳未満の方 ウ 60歳以上の親族 ※ 18歳以上の子がいるなど、1人でも条件に該当しない方がいれば非該当になります。</p> <p>③ 心身障害者世帯等 申込者又は同居しようとする親族が次のいずれかに該当する方からなる世帯 ・ 1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方 ・ 恩給法の特別項症から第6項症又は第1款症の戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・ 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方又は同程度と認められる知的障害者（最重度㊸、重度A、中度㊹）の方 ・ 難病患者等</p> <p>④ 原爆被爆者世帯（申込者又は同居しようとする親族が、原爆被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により国の認定を受け、医療特別手当、特別手当又は健康管理手当てを受けている方）</p> <p>⑤ 中国残留邦人等世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 平成6年法律第30号第2条第1項各号の規定に該当される方）</p> <p>⑥ 引揚者世帯（申込者又は同居しようとする親族が、海外から引き上げて5年を経過していない方）</p> <p>⑦ 炭鉱離職者世帯（申込者又は同居しようとする親族が、炭鉱離職者手帳の発給を受けた方で雇用促進事業団が貸与する移転就職者用宿舎に現に入居している、又は入居したことがない方で広域就職活動にかかる公共職業安定所の紹介により就職し、かつ当該就職後2年を経過していない方）</p> <p>⑧ ハセ病療養所入所者世帯</p> <p>⑨ 多子世帯（18歳未満の児童が3人以上いる世帯）</p> <p>⑩ 子育て世帯（小学校就学前の子供のいる世帯）</p> <p>⑪ DV被害者世帯</p> <p>⑫ 犯罪被害者世帯</p> <p>⑬ ホームレス世帯</p> <p>⑭ 雇用促進住宅入居者世帯</p> <p>⑮ シックハウス症候群患者の方がいる世帯</p>
その他組	上記該当者以外の世帯

* DV被害者とは、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護若しくは母子生活支援施設に

よる保護が終了した日から起算して5年を経過していない者、②配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者。

- * 犯罪被害者とは、①犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった者、②現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われた為に当該住宅に居住し続けることが困難となった者。
- * ホームレスとは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者で、ホームレス自立支援センター等の自立支援施設で支援を受け、就労又は生活保護の受給等により自立して生活することが可能となった者。
- * 難病患者等とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に定める130のいずれかの疾病による障害の程度が「継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度」である者。
- * シックハウス症候群患者とは、住宅における化学物質を原因とするシックハウス症候群患者であって、現在の居住地から転居することが健康上有効と診断された者。

市営住宅入居希望のみなさまへ

尾道市市営住宅の入居申込等に関する質問や入居申込書類は、下記の

「堀田・誠和共同企業体 市営住宅管理センター」へ
お問合せ、提出（郵送可）をしてください。

入居に関する問合せ先

尾道市新浜一丁目 14-11

堀田・誠和共同企業体 市営住宅管理センター

電話 (0848) 21-1266

